

【2-1-02】

高野山大学大学院学則

第1章 目的及び組織

第1条 この学則は、高野山大学学則第6条第2項に基づき、高野山大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めもって文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条 本大学院に文学研究科を設け、博士課程を置く。

2 文学研究科には、次の専攻を置く。

密教学専攻

仏教学専攻

3 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

4 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取り扱うものとする。

5 この学則において、前項の前期2年の課程は修士課程といい、後期3年の課程は博士後期課程という。

6 修士課程は、学部において履修した一般的並びに専門教養基礎の上にさらに広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は専門性を要する職業等に必要とされる、高度な能力を養うことを目的とする。

7 修士課程の標準修業年限は2年とし、在籍期間は休学期間を含み4年を超えることはできない。

8 博士後期課程は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要とされる、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

9 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、在籍期間は休学期間を含み6年を超えることはできない。

第3条の2 前条第7項の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、その履修を認める。

2 前項の、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する

場合の在籍期間は、休学期間を含め8年を超えることはできない。

第4条 文学研究科修士課程の定員を、次のとおりとする。

- (1) 入学定員 21名  
密教学専攻 (13名)  
仏教学専攻 (8名)
- (2) 収容定員 42名  
密教学専攻 (26名)  
仏教学専攻 (16名)

2 文学研究科博士後期課程の定員を、次のとおりとする。

- (1) 入学定員 6名  
密教学専攻 (3名)  
仏教学専攻 (3名)
- (2) 収容定員 18名  
密教学専攻 (9名)  
仏教学専攻 (9名)

第4条の2 文学研究科密教学専攻修士課程に通信教育課程を置く。

2 通信教育課程の定員を、次のとおりとする。

- (1) 入学定員 20名
- (2) 収容定員 40名

3 通信教育課程の授業科目、履修方法、試験、課程修了及び教育職員免許状の課程等、その他必要な事項は、別に定める。

## 第2章 授業科目及び履修方法

第5条 文学研究科各専攻の授業科目は、別に定める。

第6条 文学研究科修士課程及び博士後期課程の授業科目及び単位数は、別に定める。

第7条 授業は、講義、演習、実習又は実技のいずれかにより行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第8条 授業科目を履修した学生には、試験の上所定の単位を与える。各授業科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実習、実技及び外国語については、30 時間から 45 時間までの範囲の時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 学生は、別に定める他の大学の大学院において、当該大学の大学院の授業科目を履修することができる。
- 3 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、大学院委員会の審議に基づき、修士課程にあつては 10 単位、博士後期課程にあつては 4 単位を超えない範囲で単位を与える。
- 4 前項の規定は、第 18 条の規定による留学の場合に準用する。

### 第 3 章 試験、課程修了、学位授与及び教育職員免許状の課程

第 9 条 試験は、科目試験及び論文試験の 2 種とする。

- 2 科目試験及び論文試験は、学年末もしくは随時に筆記又は口述によって行う。
- 3 科目試験及び論文試験の評点は 100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。
- 4 試験および試験の実施については、大学院に関する試験並びに試験実施規程に定める。

第 10 条 削除

第 11 条 文学研究科の修士課程を修了しようとする者は、同課程に 2 年以上在学し、に定める授業科目のうちから 30 単位以上を修得し、さらに学位論文を提出して、その別審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 文学研究科の博士後期課程を修了しようとする者は、同課程に 3 年以上在学し、別に定める授業科目のうちから 12 単位以上を修得し、さらに学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者にあつては、博士後期課程に 1 年以上（修士課程を 1 年で修了した者にあつては 2 年以上）在学すれば足りるものとする。

第 12 条 学位論文の題目は各自の専攻科目の範囲内においてこれを定め、かつ予め当該科目担当教授の承認を受けるものとする。学位論文の提出期日は毎年度所定期日の正午までとする。

- 2 修士課程の学位論文は、その専攻分野における精深な学識と研究能力又は専門性を要する職業等に必要とされる、高度な能力を証示するに足るものでなければならない。

- 3 博士後期課程の学位論文は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要とされる、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識のあることを証示するに足るものでなければならない。

第13条 第11条第1項及び第2項に規定する最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある分野等について口述試験または筆答によって行う。

- 2 最終試験は、学位論文の審査委員である教育職員が行う。ただし、やむを得ない事由のあるときは、大学院委員会の議を経て、変更することがある。
- 3 最終試験は、大学院委員会の議を経て、学位論文に関連のある分野等を専門とする教育職員が加わることがある。
- 4 修士課程並びに博士後期課程修了の認定は大学院委員会が、これを行う。
- 5 学位論文の審査は、大学院委員会を構成する委員中より3名以上の審査委員を選定して行う。ただし、同委員会が必要と認めたときは、他に大学院担当者から審査委員を委嘱することができる。

#### 第14条 削除

第15条 本大学院の文学研究科において、修士課程及び博士後期課程を修了した者には、それぞれ次の学位を授与する。

- (1) 修士課程修了者 修士
  - (2) 博士後期課程修了者 博士
- 2 本大学院に博士の学位請求論文を提出したのものには、博士の学位を授与することができる。
  - 3 前各項において、学位及びその授与について必要な事項は、高野山大学学位規程で定める。

第15条の2 本大学院に教育職員免許状の課程を置く。

- 2 教育職員免許状の種類と教科、その他必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 入学、留学、転学、休学及び退学

第16条 本大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ所定の選考に合格しなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者
  - (5) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
  - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの
  - (7) その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の 1 に該当し、かつ所定の選考に合格しなければならない。
- (1) 修士の学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 文部科学大臣の指定した者
  - (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの
  - (5) その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

第 17 条 本大学院の入学時期は毎学年の始めとする。本大学院に入学を志願する者は、所定の手続きを行い、入学者選抜試験を受けなければならない。入学志願及び入学についての事項は別に定めるところによる。

- 2 前条第 1 項第 5 号、第 6 号および第 2 項第 4 号に該当する者は、本大学院が実施する事前の入学資格審査に合格しなければならない。入学資格審査方法については別に定める。

第 18 条 他の大学院より本大学院に、また本大学院より他の大学院に留学又は転学しようとする者は、事由を具して、その許可を願い出、所定の手続きを行わねばならない。

- 2 他の大学院から転学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、第 17 条に準ずる審査を行い、転学を許可することがある。ただし、転学を許可された者の既に修得した科目・単位及び在学期間については、審査の上、その一部又は全部を認める。
- 3 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし修士課程の学生が研究指導を受ける期間は 1 年を超えることはできない。

第 19 条 病気その他の事由により、休学又は退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出なければならない。

2 休学又は退学は、大学委員会の議を経て、学長が決定する。ただし休学の期間は 1 年を超えることができない。1 年を越えた場合は除籍する。

3 本大学院博士後期課程の学生が、第 8 条第 3 項及び第 18 条第 3 項により休学するときは、前項によらず大学院委員会が必要と認めた期間とする。

4 課程の途中において退学した者が再入学を願い出たときは欠員のある場合に限り、大学委員会の議を経て、学長がこれを許可することができる。ただし、既修の科目、単位及び在学期間の認否は、大学院委員会が定める。

## 第 5 章 学年、学期及び休業日

第 20 条 本大学院の学年、学期及び休業日については、高野山大学学則を準用するものとする。

## 第 6 章 学費

第 21 条 本大学院に入学を許可された者は、別表 1 に掲げる学費を納めなければならない。ただし、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを認められた者（以下「長期履修生」という。）の学費は、別にこれを定める。

2 学費は年度始めおよび後期始めの 2 期に分け、所定の金額をそれぞれの指定期日以内に納入しなければならない。ただし、別に定めるところにより、願い出で、許可を受けた者は分納することができる。

3 学費は、納入後、いかなる理由があっても、これを返還しない。

4 学費の未納者は、受験資格及び修了を認められない。

5 学費の納入を怠り、指定の期日を過ぎても納入しない者は除籍する。学費未納のため除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した年度又は学期の末日とする。

6 休学者の学費は、授業料の半額のみ免除する。ただし、長期履修生の授業料は免除しない。

7 停学に附された者も学費を納入しなければならない。

8 転学又は退学する者は、その期までの学費を納入しなければならない。

9 休学者で復学を許可された者の学費は、本人の入学年度の学費と同額とする。また、退学者で再入学を許可された者の学費は、再入学する年度の新入学生の学費と

同額とする。ただし、復学料及び再入学料は、別表2のとおりとする。

- 10 学業の優秀な者及びその他正当な事由があると認められた者に対しては、学費の全額もしくは一部を免除することがある。

## 第22条 削除

## 第7章 聴講生、科目等履修生、研究生、外国人学生、委託生

第23条 本大学院において開設する授業科目の一部について聴講を希望する者があるときは、選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

- 2 聴講生は本大学院の開設科目を選択履修するものとし、履修した科目につき試験を受けることができる。試験に合格した科目については、履修証明書を授与する。
- 3 聴講生の聴講料は、別表3のとおりとする。

第23条の2 大学院において開設する授業科目の一又は複数の授業科目について単位の認定を希望する者には、選考の上、科目等履修生として受講を許可することがある。

- 2 科目等履修生の資格については、本大学院学則第16条第1項の規定を準用する。
- 3 科目等履修生の単位の認定については、本大学院学則第8条第1項並びに第2項及び第9条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生の受講料は、別表4のとおりとする。
- 5 その他科目等履修生として必要な事項は別に定める。

第23条の3 本学に研究生として入学を志願する者は、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、「大学院研究生」に関する規程に定める。
- 3 研究生の登録料、在籍料は、別表5のとおりとする。

第24条 外国人で本大学院に入学を希望する者は、選考の上、外国人学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人学生に関し必要な事項は、別に定める。

第25条 他の機関より委託を受けた学生は、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

- 2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 本章に規定するもののほか、本学則の各章の事項は、本大学院の外国人学生

及び委託生に適用する。

## 第8章 教育職員及び委員会

### 第27条 <削る>

- 2 <削る>
- 3 <削る>
- 4 <削る>

第28条 本大学院における授業及び研究指導は、高野山大学専任の教授、准教授（以下「大学院担当者」という。）が行う。ただし、必要に応じて、大学院担当者以外に授業又は研究指導を委嘱することができる。

- 2 前項における大学院担当者の選任は、学長が行う。

第29条 本大学院に、本大学院の運営に関する重要事項を審議するため大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会に関する規則は別に定める。

## 第30条 削除

## 第9章 学則の準則

第31条 この学則に定めるもののほか、学則の運用について必要な事項は、別に定める。

## 第10章 学則等の準用

第32条 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関し、必要な事項は、高野山大学学則及びその他の高野山大学諸規程を準用する。

### 附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

### 附 則



この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2. 第15条の2に規定する教育職員免許状の課程は、平成13年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2. 改正後の第4条第1項第2号の規定にかかわらず、平成15年度の修士課程の収容定員は次のとおりとする。

収容定員 31名

密教学専攻 18名

仏教学専攻 13名

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条に定める高野山大学学則第 25 条第 1 項別表 3 に規定する学費については、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 21 条第 1 項関係) 学 費 単 位 円

学費	入学金	前期 授業料	後期 授業料	教 育 充実費	合 計
入学年度					
入学年度	200,000	340,000	340,000	220,000	1,100,000
次年度以降		340,000	340,000	220,000	900,000

本学学部卒業後、修士課程へ進学した場合、入学金は半額免除する。

別表 2 (第 21 条第 10 項関係) 復学料及び再入学料

20,000 円

別表 3 (第 23 条第 3 項関係) 聴 講 料

1 科目につき、年額 20,000 円

別表 4 (第 23 条の 2 第 4 項関係) 受 講 料

1 単位につき、20,000 円

別表 5 (第 23 条の 3 第 3 項関係) 在籍料・登録料

登録料 30,000 円

在籍料 年額 100,000 円